

ヤスクニ・レポ 231  
2020年を前に今後の課題を考える  
代表 西川重則

1

安倍晋三首相にとって、2020年はオリンピックの年であるだけでなく、長期の課題である憲法改正の年であり、首相として待ち遠しい思いであろう。私は憲法改正(改悪)に反対の立場であり、1999年以来国会傍聴を続けており、憲法改正(改悪)を絶対許さない思いで今日まで過ごしており、あらゆる機会に、憲法改正(改悪)絶対反対の立場を保持している。

私にとって、安倍首相の立場と違い、憲法改正(改悪)反対の立場から毎月のように講演を依頼され、求められる期待に従って、今回は2019年の1月26日(土)に、国立市公民館(私は国立市在住)で、52回目の憲法連続講座の講演が予定され、ちらしを配布しているところである。遠方の方々の参加も見られ、共に学び合い、学びを深める時を願っている。

言うまでもなく、安倍首相は2020年の改憲に意欲を示している。私たちの立場から、私の報告でお分かりの通り、安倍首相の主張による改憲は改悪を意味している。もちろん日本国憲法と言っても百パーセント最善の憲法ではない。周知の通り、第一条の条文は百パーセント最善の憲法の内容ではない。

ご承知のことと思われるが、敗戦(1945年8月15日)後の文部省発行である『あたらしい憲法のはなし』(1947年8月2日発行)は、義務教育の生徒を対象に発行されたすばらしい内容であるが、それでも「この憲法をかえるときに」と書かれている(5頁参照)。もちろん、改憲もあり得るのであって、「改憲」があり得るからと言って、「改悪」と私が報告しているのは、私の判断によるものである。安倍首相が現在の日本国憲法を改正することをくり返し主張しているのは、自民党の立場からはむしろ自明の発言であり、安倍首相が改正と主張しても、私から判断すれば、改悪となるのである。

自民党が結成されたのは1955年11月15日

であって、ある政党が結成されたからと言って問題視することばかりしていても仕方がないことは承知している。ただ自民党が結成された時に、党の基本方針として、現行憲法の自主的改正と断言して、戦後の日本国憲法を問題視して、自民党の主張として、私たちが重要視している日本国憲法を無視して、ご承知の自民党による改正憲法による政治姿勢を主張して、私たちの立場を一切認めようとしない政治姿勢に私たちが納得しないことを、自民党が問題視していることは、一体なぜなのかということである。

自民党の政治姿勢を問題にしている私は、国会傍聴の度ごとにそのような自民党の政治姿勢の事例を列挙すれば余りに多すぎると言わざるを得ない。そのような事例は昼間の本会議あるいは委員会の場合もあるが、いわゆる強行採決の場合は真夜中の場合が多くて、私の場合は、自宅に帰ろうと思っても帰ることができない真夜中での強行採決であり、仕方なく国会にて徹夜で過ごさなければならない。

2

そもそも国会とは何なのか。日本国憲法の第四十一条「国会の地位・立法権 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」ことを重要視すれば、安倍首相及び各大臣はどう対応すべきであろうか。第七三条「内閣の職務 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること」と書かれていることから、国会が国権の最高機関であると書かれていることを重視すべきであると認め、国の唯一の立法機会である国会を同様に重視すべきことを具体的に政治姿勢によって示す責任があることを無視することは許されないのではないかと。安倍首相がすべての大臣に、国会の存在理由を示し、政治責任を果たさねばならないことを主張すべきではないか。

しかし、厳しい政治状況の背景・その理由は何なのか。言うまでもなく、日本国憲法第九九条「憲法の擁護の義務 天皇又は摂政及び国務大臣、国

会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記されていることを改めて重要視すべきことを、すべての公務員に求めている憲法であることを強く主張しておきたい。

国会(第四一条)について日本国憲法が主張していることを改めて確認しておきたい。

以上の確認は、2020年の安倍首相の改憲の主張を前提に、批判の立場にある私たちの基本姿勢及び運動の重要さを強調し、実行することによって、世界史的な意味を持っている日本国憲法の基本姿勢を改めて確認し、実行すべきことを述べたことを改めて認めて欲しい。

なお今回もう一つのことを報告しておきたい。それは沖縄の戦後史にあつて、私たちにとって、沖縄の方々と共に今こそ真剣に考え、よく反省し、共に訴えたいことである。それは、私が何度も沖縄に行き、当時の県知事であった大田昌秀さんの非常に重要な発言・訴えの確認である。大田昌秀県知事が強く主張していたことについて現存するすべての人々

に訴え、実行して欲しい事柄である。

私が沖縄について知っていただきたいことは、生前の大田昌秀県知事が強く訴えられていた発言であり、以下、私の書物『平和を創(つく)り出すために』(いのちのことば社発行)にも引用した、大田さんの「戦争や基地のない平和な社会をつくること」という強い主張である。

「昔からの武器のない、文字どおり近隣諸国と友好関係を結ぶことによってしか沖縄の特色は出せない。そこにしか沖縄の生きる道はない、という声が私にはいつも聞えるのです」(167頁、参照)。

なお「朝日新聞」(2017年8月18日〈金〉)に、次の記事があり、参考にして欲しいと思っている。「今年92歳で亡くなった大田昌秀さんが、沖縄県知事として迎えた戦後50年の節目に完成させた『平和の礎(いしじ)』(糸満市)だ。大田さんが礎に託したものの、礎が私たちに伝えるものとは何か。(木村司) (2018年12月17日)

## 2018年11月16日例会奨励「創造主を賛美せよ」

### 詩篇 149 須田毅牧師 (JECA 西堀キリスト福音教会)

146篇はハレル詩篇と呼ばれる。そこで共通するのは創造のみわざに対する賛美である。今も被造世界を保持しておられるのは創造主なる神である。神は終わりの日には、創造の秩序を回復させてくださるお方でもある。中間時に、キリスト者はそのお方の全能を覚え、また終末の救いの完成を待ち望んでいる。

戦後50年の頃に私は神学生だった。ある授業の中で、第二次大戦下で信仰生活を送られた教師が、ブームのように戦時下教会を批判し、戦責告白が作成されることに苦言を呈された。「皆さんがあの時代に生

きていたら、今の発言とおりに、時代に対して抵抗できただろうか。かの時代を批判するだけでなく、今の時代に積極的に生きるためにキリスト者として何をすべきか？」応答できず、無言の私たちに師は「御言葉を伝えることだ」と諭された。被造世界の全てが、真の創造主を仰ぎ見るために、私たちが真の神を証しせねばならない。真の神にたましいが養われるならば、異教の神々がたましいや生活を取り込んでいるかのような状況に黙ってはいられないはずである。

「本の紹介」

堤未果著『日本が売られる』(幻冬舎新書、2018年7月4日)

2017年2月、森友問題で籠池氏の国会証人喚問で注目を集めている、丁度その時。マスコミが一切報道しない中で、とんでもない法案が成立していた。その名は「主要農産物種子法廃止法案」。モンサントのような強大食品メジャーが、世界中の種を支配できるようになる法案であったため、別名「モンサント法」と呼ばれていた。また先の12月10日に閉会した臨時国会でも「水道民営化法」が成立。これぞ「貧乏人は水を飲むな法」と呼ばれ、日本が

誇る水道インフラを外資に売り渡すもの。同種の法律の成立を許してしまった各国は、恐ろしいほどに水道料金の値上げに苦しんでいる。この本を読むと、こんなのは序の口であることが分かる。農地が、森が、労働力が、そして医療が、老後が売られて行く。こんなことが全く報道されない中で、静かに、誰にも注目されずに進行。皆が気付いた時にはもう遅い。どうしてこんな深刻な問題を、新聞は報道をまじめにしないのか。堤氏は、この強大な動向に抵抗し、立ち向かう術を提案している。この書を読むと、今国会で行われていることが手に取るように分かる。知らなかったでは遅い！ 星出卓也